

茨城県畜産経営体質強化支援資金融通事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、意欲ある畜産経営体の既往負債の償還負担を軽減するため、長期・低利の資金に一括借換えする措置等により支援を行う畜産経営体質強化支援資金融通事業の実施に当たって、必要な事項を定めるものとする。

本事業の実施に関しては、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）及び畜産経営体質強化支援資金融通事業実施要領（平成28年4月20日付け28年度発中畜第72号公益社団法人中央畜産会会長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業の実施

1 畜産経営体質強化計画の提出

- (1) 借入希望者は、実施要領第4の1に規定する畜産経営体質強化計画（以下「体質強化計画」という。）を作成し、様式第1号に添えて、融資機関に提出するものとする。
- (2) 融資機関は、体質強化計画が提出された場合には、借入希望者が実施要領第3の要件（実施要領第3の3のうち「第4の畜産経営体質強化計画につき都道府県知事の承認を受けていること。」を除く。）に該当する者であることを確認し、当該体質強化計画の内容を検討した上で、実施要領第4の2の（2）に規定する畜産経営体質強化計画に対する意見書により、計画の妥当性及び償還確実性に関する意見を付して、当該体質強化計画と併せて、管轄する農林事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。
- (3) （2）の規定による融資機関からの体質強化計画の提出期限は、原則として次表のとおりとする。ただし、提出期限に変更、追加等がある場合は、知事が別に定めるものとする。

| | | | | |
|------|-------|-------------------------|--------|--------|
| 貸付日 | 5月31日 | 8月31日 (平成28年度は9月30日) | 11月30日 | 2月28日 |
| 提出期限 | 2月28日 | 5月31日 (平成28年度は6月30日) | 8月31日 | 11月30日 |

2 体質強化計画の審査

- (1) 所長は、1の（2）の規定により、融資機関から体質強化計画が提出された場合には、内容を確認した上で、知事に進達するものとする。
- (2) 知事は、（1）の規定により、所長から体質強化計画が提出された場合には、別に定める審査基準に基づき審査を行うものとする。

(3) 知事は、(2)の規定による審査に当たっては、必要に応じ、別に定める審査委員会を開催し、又は借入希望者の事業所が所在する市町村に対し体質強化計画の内容の確認に係る照会を行うことができるものとする。

3 体質強化計画の承認

(1) 知事は、2の(2)の規定による審査の結果、体質強化計画が適当であると認められる場合には、あらかじめ関東農政局長に協議した上で、体質強化計画を承認するものとする。

(2) 知事は、(1)の規定による承認を行ったときは、実施要領第4の2の(4)に規定する畜産経営体質強化計画承認通知書により、速やかに、借入希望者、融資機関及び公益社団法人中央畜産会会長（以下「会長」という。）に通知するものとする。

4 体質強化計画の変更

体質強化計画を変更する必要がある場合には、1から3に準じて行うものとする。

5 体質強化計画の承認取消及び通知

体質強化計画の承認取消及び通知は、実施要領第4の2の(7)及び(8)の規定により、行うものとする。

第3 事業評価の報告

1 借入者は、体質強化支援資金を借り入れた年度から5年間、毎年度、体質強化計画に定めた定量的な成果目標について、実施要領第16の1に規定する畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書により、翌年度の4月10日までに体質強化支援資金を借り入れた融資機関に提出するものとする。

2 融資機関は、1により提出された畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書を取りまとめ、実施要領第16の2に規定する畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書により、提出のあった年度の4月末日までに知事に提出するものとする。

3 知事は、2により提出された畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書を取りまとめ、実施要領第16の3に規定する畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書により、提出のあった年度の6月10日までに関東農政局長及び会長に提出するものとする。

第4 その他

1 知事は、この要領に定めるもののほか、本事業の実施及び実績について、必要に応じ、融資機関、茨城県信用農業協同組合連合会及び茨城県農業信用基金協に対し、調査し、又は報告を求めることができるものとする。

2 本事業の実施について必要な事項は、この要領に定めるもののほか知事が別に定める。

付 則

この要領は、平成28年6月16日から施行する。